

日本国政府

GOVERNMENT OF JAPAN

在留カード

RESIDENCE CARD

番号 SA90904452ER

No.

氏名 NGUYEN QUANG HUNG

NAME

生年月日 1993年10月05日 性別 男 M. 国籍・地域 ベトナム

DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 茨城県鹿嶋市平井東3丁目3番地15 シングルス平井A2

ADDRESS 03

在留資格 特定技能1号

STATUS Specified
Skilled
Worker
(i)

就労制限の有無

在留資格に基づく
就労活動のみ可

在留期間 (満了日)

PERIOD OF STAY

(DATE OF EXPIRATION)

1年 (2025年05月27日)

Y

Y

M

D

許可の種類 在留資格変更許可 (東京出入国在留管理局長)



許可年月日 2024年05月27日 交付年月日 2024年05月27日

このカードは 2025年05月27日まで有効 です。

PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

出入国在留管理庁長官



住居地記載欄

届出年月日

住居地

記載者印

資格外活動許可欄

在留期間更新等許可申請欄



しん せい うけ つけ ひょう
申 請 受 付 票

うけつけねんがっぴ
受付年月日: **MAY.2 1.2025**

うけつけばんごう
受付番号: **東労三E - 508493**

しめい
氏名: **NGUYEN QUANG HUNG**

さま
様

☐ ざいりゅうしかくへんこうきよかしんせい 在留資格変更許可申請	☒	☐ ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせい 在留期間更新許可申請
☐ えいじゅうきよかしんせい しゅとくえいじゅう ふく 永住許可申請 (取得永住を含む。)	☐	☐ ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせい 在留資格取得許可申請
☐ しかくがいかつどうきよかしんせい 資格外活動許可申請	☐	☐ しゅうろうしかくしょうめいしょうこうふしんせい 就労資格証明書交付申請

※入管に提出した資料は、お返しできません。

れんらくさき とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく
(連絡先)東京出入国在留管理局 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

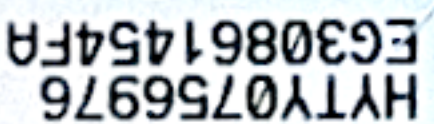
だいひょうでんわ
代表電話(ナビダイヤル):0570-034259 ※【 】の中の番号は、所属部署番号です。

- ☐ しゅうろうしんさだいいちぶもん
就労審査第一部門 【310】
- ☐ しゅうろうしんさだいにぶもん
就労審査第二部門 【320】
- ☒ しゅうろうしんさだいさんぶもん
就労審査第三部門 【330】
- ☐ りゅうがくしんさぶもん
留学審査部門 【410】

- ☐ けんしゅう たんきたいざいしんさぶもん
研修・短期滞在審査部門 【510】
- ☐ えいじゅうしんさぶもん
永住審査部門 【610】
- ☐ なんみんちょうさだいいちぶもん
難民調査第一部門 【810】
- ☐ なんみんしんぱんぶもん
難民審判部門 【820】



うらめん
裏面も見てください。



1608242137



JAPAN VISA
日本国 査証



A close-up photograph of a Japanese visa stamp. The stamp features a circular portrait of a man with dark hair and a mustache. Above the portrait, the words "JAPAN VISA" are printed in a bold, sans-serif font. The background of the stamp is a light, textured color. The stamp is affixed to a document with a red, cross-hatched pattern.

Date of expiry
07 JUL 17

For stay(s) of
1 YEAR

Surname/Given name
NGUYEN QUANG HUNG

No

SSY17-050272



V<JPNNGUYEN<<QUANG<HUNG<<<<<<<<<<<<<<<<<<<
C2253526<3VNM9310058M170707417B21940620A<G07

27. MAY. 2024

別記第三十一号の四様式(第七条 第松戸出張所 第四条関係)

日本国政府法務省

252220

NDP>A

指 定 書

DESIGNATION

氏 名

NGUYEN QUANG HUNG

Name

国籍・地域

ベトナム

Nationality/Region

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私機関

氏名又は名称 株式会社TMS

所 在 地 茨城県神栖市知手6044番地

・特定産業分野: 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

(複数の分野を指定する場合)

主たる分野:

従たる分野:

27. MAY. 2024

IMMIGRATION INSPECTOR
入国審査官

松戸出張所
MATSUDO BRANCH OFFICE

日 本 国 法 務 大 臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT